

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 贈与税決定処分等取消請求事件

国側当事者・国(尼崎税務署長)

平成23年11月16日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	渡部 邦昭
同	南郷 誠治
同訴訟復代理人弁護士	村田 正樹
同	水谷 耕平
被告	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	尼崎税務署長
	鈴鹿 良夫
被告指定代理人	曾祇 信幸
同	祖父江 竜一
同	松本 淳
同	栄田 潤
同	河南 賢一
同	西澤 竜夫
同	中山 美彦
同	中山 雅司
同	尾浦 正広
同	市原 幸造
同	木田 圭祐
同	烏田 真人
同	柏木 孝夫
同	松田 光弘

主 文

1 本件訴えのうち、次の訴えを却下する。

- (1) 尼崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けでした乙の平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分の取消しを求める訴え
- (2) 尼崎税務署長に対する乙の平成17年分の贈与税に係る原告の連帯納付義務が存在しない旨の更正処分の義務付けを求める訴え
- (3) 尼崎税務署長が乙に対して平成20年1月25日付けでした平成17年分の贈与税に係る無申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴え

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 (主位的請求)

尼崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けでした乙の平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分を取り消す。

(予備的請求)

尼崎税務署長は、原告に対し、乙の平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務が存在しない旨の更正処分をせよ。

2 尼崎税務署長が乙に対して平成20年1月25日付けでした平成17年分の贈与税に係る無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

3 尼崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けでした乙の滞納国税に係る連帯納付の督促処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、乙(以下「乙」という。)が原告から現金の贈与を受けたとして期限後申告をした平成17年分の贈与税及びこれに対する無申告加算税(以下、併せて「本件滞納国税」という。)について、相続税法34条4項による連帯納付義務に基づいて、尼崎税務署長が原告に対して本件滞納国税の納付を督促したところ、原告が、乙に対する贈与の事実自体を否定しつつ、①主位的請求として平成20年8月27日付けの連帯納付義務を課す旨の処分の取消しを、予備的請求として連帯納付義務が存在しない旨の更正処分の義務付けを、②無申告加算税の賦課決定処分の取消しを、③本件滞納国税に係る連帯納付の督促処分の取消しを、それぞれ求める事案である。

2 相続税法34条4項

財産を贈与した者は、当該贈与により財産を取得した者の当該財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額として政令で定める金額に相当する贈与税について、当該財産の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責めに任ずる。

3 前提事実(証拠の掲記がない項は、当事者間に争いが無い。)

(1) 当事者等

ア 原告は、平成16年10月16日に死亡した丙(以下「被相続人」という。)の子であり、同人の単独相続人である。

被相続人は、丁(以下「丁」という。)との間に、原告のほか、原告の長兄にあたる戊(以下「戊」という。)、次兄にあたるA(以下「A」という。)の3人の子を儲けたが、昭和36年12月11日に丁と離婚した。戊、Aは、平成17年2月8日、神戸家庭裁判所尼崎支部に対する相続放棄の申述が受理された。(甲1、弁論の全趣旨)

イ 乙は、被相続人が昭和46年2月24日に再婚した亡夫Bの姪である。(甲1)

乙は、平成16年12月末ころか平成17年1月ころ、K弁護士会所属の弁護士であるC(以下「C弁護士」という。)に対し、被相続人の遺産に関して相続人との交渉を依頼した。(甲18《50~52項》)

(2) 被相続人の遺産

被相続人の遺産の主なものとして、郵便局、D銀行、E銀行及びF信用金庫の預貯金（以下「本件預貯金」という。）並びに広島市東区所在の土地（以下「本件土地」という。）があった。

（甲6、7）

(3) 広島市内のホテルでの話合い

原告、戊、A、乙、乙の妹であるG（以下「G」という。）、C弁護士、被相続人の兄の妻であるH（以下「H」という。）の7名は、平成17年5月28日、広島市内のホテルにおいて、被相続人の遺産等について話合いをした。

(4) 本件預貯金の解約等

ア C弁護士は、平成17年7月1日、原告とともに金融機関を回って本件預貯金の解約手続きを行い、解約金4254万9345円をC弁護士の預金口座に送金した。（甲7、弁論の全趣旨）

イ C弁護士は、平成17年7月26日、上記4254万9345円から弁護士報酬157万5000円及び本件土地に対する固定資産税及び都市計画税分20万5300円を控除した4076万9045円を、乙の預金口座に送金した。（甲43、46の1）

(5) 乙に対する無申告加算税の賦課決定処分等

ア 乙は、平成20年1月15日、原告から平成17年7月26日に現金3898万9045円の贈与を受けたとして、尼崎税務署長に対し、平成17年分の贈与税の期限後申告書（法定納期限は、相続税法28条1項により、平成18年3月15日である。）を提出した（以下「本件申告」という。）。（甲11）

本件申告をもとに計算された贈与税の本税の金額は1669万円である。（甲9の1）

イ 尼崎税務署長は、平成20年1月25日付けで、乙に対し、国税通則法66条1項に基づき、税額250万3500円（本税1669万円の100分の15）、納期限を同年2月25日とする無申告加算税（以下「本件加算税」という。）を賦課する旨の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）を行った。

ウ 乙は、本税及び加算税（本件滞納国税）を各納期限までに完納しなかった。

(6) 原告に対する督促処分等

ア 尼崎税務署長は、平成20年6月18日付け「連帯納付責任のお知らせ」と題する書面（甲9の1・2）で、このころ、原告に対し、相続税法34条4項に基づき、本税1699万円及び加算税250万3500円（本件滞納国税）につき、原告が乙に贈与した3898万9045円を限度として乙と連帯して納付する責任があることを通知した（以下「本件通知」という。）。

イ 尼崎税務署長は、平成20年8月27日付けで、原告に対し、本件滞納国税について、国税通則法37条1項に基づき督促状を送付し、連帯納付責任に係る本件滞納国税の納付を督促した（乙1、2。以下「本件督促処分」という。）。

(7) 異議申立て

ア 原告は、平成20年10月16日、尼崎税務署長に対し、本件申告の無効、本件賦課決定処分の取消し及び本件督促処分の取消しを求めて異議申立てをした。（乙3）

イ 尼崎税務署長は、平成21年1月13日付けで、原告に対し、本件申告の無効及び本件賦課決定処分の取消しを求める部分については却下、本件督促処分の取消しを求める部分については棄却の異議決定をした。（甲11）

(8) 審査請求

ア 原告は、平成21年2月13日、国税不服審判所長に対し、上記異議決定を不服とする審査請求をした。(乙4)

イ 国税不服審判所長は、平成22年2月4日付けで、原告に対し、本件申告の無効及び本件賦課決定処分の取消しを求める部分については却下、本件督促処分の取消しを求める部分は棄却する旨の裁決をした。(甲10)

(9) 本件訴訟提起

原告は、平成22年8月11日、本件訴訟を提起した。

(10) 乙、C弁護士に対する民事訴訟（以下「別件訴訟」という。）

ア 原告は、平成20年、広島地方裁判所に対し、乙及びC弁護士を被告として、同人らが共謀して原告が相続した本件預貯金を横領したと主張し、共同不法行為に基づき、損害賠償金4684万9345円（本件預貯金4254万9345円及び弁護士費用430万円の合計）及び遅延損害金の支払を求める訴訟（同庁平成●●年（〇〇）第●●号）を提起した。

広島地方裁判所は、平成21年9月18日、原告と乙との間で、本件預貯金を贈与する旨の合意が成立したとして、原告の上記請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。(甲13)

イ 原告は、上記第1審判決に対して控訴を提起し、控訴審（広島高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）において、乙に対し、不当利得返還請求として4076万9045円及びそれについての遅延損害金の支払を求める請求を、C弁護士に対し、不当利得返還請求として178万0300円及びそれについての遅延損害金の支払を求める請求を追加したが、同裁判所は、平成22年6月17日、原告の控訴及び上記追加請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。(甲14)

ウ 原告は、上記控訴審判決に対して上告及び上告受理申立てを行った（最高裁判所平成●●年（〇〇）第●●号及び同平成●●年（〇〇）第●●号）。（弁論の全趣旨）

4 争点

- (1) 請求の趣旨第1項主位的請求の適法性
- (2) 請求の趣旨第1項予備的請求の適法等
- (3) 本件賦課決定処分の取消しに係る不服申立前置の有無
- (4) 原告の乙に対する本件預貯金の贈与の有無

5 争点に対する当事者の主張

- (1) 請求の趣旨第1項の主位的請求の適法性

【原告】

尼崎税務署長は、平成20年8月27日付けで原告に対して本件督促処分を行うことにより、原告に対し、乙の平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分を行った。

贈与者と受贈者は別人格であるから、受贈者による申告によって、贈与者が拘束される理由はなく、贈与者の連帯納付義務は、受贈者による申告とは別に捉えるべきであり、連帯納付義務の存在及び金額を通知する行為をもって、「処分」と捉えるべきである。

原告は、本件督促処分により、自らの連帯納付義務の存在と金額を把握したのであるから、本件督促処分が、連帯納付義務を発生せしめる処分として、取消しの対象となるというべきである。

【被告】

贈与税の連帯納税義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実には照応して、相続税法34条4項により、法律上当然に生ずるものであり、格別の確定手続を要するものではないから、公権力の主体たる国の行為によって、原告に贈与税の連帯納付義務が発生するという関係にはない。

原告の主張を前提とすると、本件督促処分が取消しの対象となるはずであり、請求の趣旨第3項の訴えと重複するものであって、意味がない。

(2) 請求の趣旨第1項の予備的請求の適法等

【原告】

ア 連帯納付義務者とされている原告には、贈与税の申告内容に対する法定の更正請求は認められていないから、上記予備的請求は、非申請型義務付けの訴え（行政事件訴訟法3条6項1号、37条の2）である。

原告は、約1900万円もの連帯納付義務が課されており、これを不存在とする更正がなされなければ、原告に「重大な損害を生ずるおそれ」があるし、(1)の【原告】で述べた主張が認められず、取消訴訟では自らの連帯納付義務を争う方法がないとすると、「その損害を避けるために他に適当な方法がないとき」に当たる。したがって、上記予備的請求は、同法37条の2第1項の要件を充たすものである。

イ さらに、(4)の【原告】のとおり、本件では、原告の乙に対する贈与がないことが明白であるから、上記予備的請求は、同第5項の要件も充たすものである。

【被告】

原告の訴えは、非申請型義務付けの訴えであるところ、同訴えは、「行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがなされないとき」に提起する訴えであり、行政庁に当該処分を行う権限があることが当然の前提となり、訴訟要件となる。

贈与税における贈与者の連帯納付義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実には照応して、相続税法34条4項により、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務を減額更正するという概念はあり得ず、行政庁には、当該連帯納付義務が存在しない旨の更正を行う権限はない。

したがって、原告の上記予備的請求に係る訴えは、訴訟要件を欠き不適法なものである。

(3) 本件賦課決定処分の取消しに係る不服申立前置の有無

【被告】

原告は、平成20年6月18日ころ、尼崎税務署長から「連帯納付責任のお知らせ」（甲9の2）の通知を受けており、原告は、遅くとも平成20年6月30日までには乙に対して本件賦課決定処分がなされたことを知ったといえるから、その不服申立期間の起算日は、その翌日の平成20年7月1日となる。

原告が、本件賦課決定処分に対する異議を申し立てたのは、同日から3か月以上が経過した平成20年10月16日であり、不服申立期間が経過している。

したがって、本件賦課決定処分の取消しを求める訴えは、適法な不服申立ての前置を欠き不適法である。

【原告】

原告は、本件賦課決定処分についても、不服申立手続を前置している。

本件通知は、行政処分として取り扱うことはできないから、不服申立期間の起算日を平成20年7月1日とすることはできない。

仮に、本件通知に処分性が認められるとしても、行政処分の際、行政庁から何ら教示をされなかった場合には、被処分者には故意、重大な過失はなく、訴訟手続に誤りがあったとして救済されるべきである。

本件通知には、具体的な取消訴訟の提起に関する教示は一切なく、原告としては、本件通知によって取消訴訟の提起等に関する事項について全く知り得ない。原告の異議申立ては、法の定める不服申立期間を経過しているが、原告の期間徒過につき、故意又は重大な過失は存在しないから、救済されるべきである。

(4) 原告の乙に対する本件預貯金の贈与の有無

【被告】

原告の乙に対する贈与に至るまでの経緯は、別件訴訟の第1審判決が認定したとおりであり、平成17年5月28日の広島市内のホテルでの話合いの場において、その時点では被相続人の遺産である本件預貯金の具体的金額は不明であったものの、原告と乙との間で、原告が乙に対して本件預貯金の解約金を贈与する旨の合意が成立したものと認められる。

【原告】

原告の乙に対する本件預貯金の贈与の事実は存在しない。

平成17年5月28日の話合いの場で、乙は、法的には相続権等の権利がないにもかかわらず、被相続人の遺産を取得する権利があると主張し、遺産のうち本件預貯金を乙が取得し、本件土地を原告が取得することを提案してきた。

原告は、乙が被相続人の遺産の権利を主張する根拠について具体的な説明が得られなかったこと及びC弁護士から遺産の全貌が不明であるとの説明であったことから、乙の上記提案には応じず、結局、今後、本件預貯金の額を確定するため、原告の協力のもと、C弁護士が本件預貯金の解約手続を行い、いったん、その解約金をC弁護士の預り金口座で管理し、その後、原告と乙の双方の主張について話し合うこととなった。しかしながら、C弁護士は、原告に対して、平成17年7月26日付けの書面（甲7）で、本件預貯金の解約金合計4254万9345円を乙にすべて交付したことを一方的に通知してきた。同解約金は、乙及びC弁護士により横領されたものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (請求の趣旨第1項の主位的請求の適法性) について

(1) 原告は、贈与者の連帯納付義務は、受贈者による申告とは別に捉えるべきであり、連帯納付義務の存在及び金額を通知する行為をもって、「処分」と捉えるべきであるとして、「尼崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けで行った乙の平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分」の取消しを求めている。

処分の取消しの訴えの対象となるのは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」である（行政事件訴訟法3条2項）。

相続税法34条4項が定める贈与者の連帯納付義務は、贈与税徴収の確保を図るため、贈与者に課した特別の責任である。そのことからして、贈与者の連帯納付義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実と照応して、法律上当然に生ずるものであって、格別の確定手続を要するものではないと解するのが相当である（最高裁判所昭和55年7月1日第三小

法廷判決・民集34巻4号535頁参照)。

それを前提とすると、乙の平成17年分の贈与税に係る原告の贈与者としての連帯納付義務を課した尼崎税務署長の処分は存在しないといわざるを得ず、原告が取消しを求める訴えは、存在しない処分に対する訴えであるということになる。

なお、原告は、本件督促処分が原告の贈与者としての連帯納付義務を発生させる処分に当たると主張するが、原告独自の理論であって、採用することはできない。

(2) したがって、本件訴えのうち、請求の趣旨第1項の主位的請求は不適法であって、却下すべきものである。

2 争点(2) (請求の趣旨第1項の予備的請求の適法性等) について

(1) 原告は、尼崎税務署長に対し、原告に贈与税の連帯納付義務が存在しない旨の更正処分の義務付けを求めているものと解される。

贈与税の連帯納付義務者は、贈与税の申告書を提出した者ではないから、更正請求をすることができず(国税通則法23条、相続税法32条参照)、上記義務付けの訴えは、非申請型の義務付けの訴えに当たる(行政事件訴訟法6条1号)ところ、同訴えは、「行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがなされないとき」に訴訟提起が認められるものであるから、行政庁に当該処分を行う権限があることが、その当然の前提となるというべきである。

1で述べたとおり、贈与税における贈与者の連帯納付義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実を照応して、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務につき、同義務がない旨の更正をするということは観念しえず、行政庁には、当該連帯納付義務が存在しない旨の更正を行う権限はない。

(2) したがって、本件訴えのうち、請求の趣旨第1項予備的請求も、不適法な訴えであって、却下を免れない。

3 争点(3) (本件賦課決定処分の取消しに係る不服申立前置の有無) について

(1) 本件賦課決定処分の取消訴訟においては、税務署長に対する異議申立て及び国税不服審判所長に対する審査請求を前置する必要があるところ(国税通則法115条1項、75条1項1号、3項)、被告は、原告の本件賦課決定処分に対する異議申立てが、不服申立期間を徒過したものであると主張する。

(2) 第2の3(5)(6)のとおり、尼崎税務署長は、平成20年1月25日付けで乙に対して本件賦課決定処分を行い、同年6月18日付け「連帯納付責任のお知らせ」と題する書面(甲9の1・2)で、このころ、原告に対し、本税1669万円及び加算税250万3500円につき、原告が乙に贈与した3898万9045円を限度として、乙と連帯して納付する責任があることを通知している(本件通知)。

そうすると、原告は、上記書面によって、乙に対して本件加算税の賦課決定処分(本件賦課決定処分)がされたことを知ることができるから、遅くとも同年6月30日までは乙に対して本件賦課決定処分が行われたことを知ったとみるべきであり、その不服申立期間の起算日は、その翌日の同年7月1日となる。

原告が、本件賦課決定処分に対する異議を申し立てたのは、同日から3か月以上が経過した同年10月16日であるから、原告の異議申立ては、「処分があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内」(国税通則法77条1項)の不服申立期間の経過後に行われたものであり、原告は、適法な不服申立てを前置したものとはいえない。

(3) 原告は、本件通知に処分性はないから、不服申立期間の起算日を平成20年7月1日とすることはできない、本件通知に処分性が認められるとしても、本件通知には、具体的な取消訴訟の教示がなく、原告が期間を徒過したことにつき故意又は重大な過失がないから、救済されるべきであると主張する。

原告の主張は、本件通知が、「処分があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内」の「処分」に当たるものであることを前提としたものと解されるが、ここで問題となっている処分は、本件通知ではなく、平成20年1月25日付けで尼崎税務署長が行った本件賦課決定処分であって、それを前提として、原告が、乙に対して同処分が行われたことを知ったのはいつかということの問題とした上で、知った日の翌日を不服申立期間の起算日と考えるべきであり、原告の主張はその前提に誤りがあり、採用の限りではない。

法は、行政庁に、処分の相手方に対して不服申立ての教示を義務付けているが（国税通則法80条1項、行政不服審査法57条1項）、原告の本件滞納国税の連帯納付義務の確定は、乙の本件滞納国税の納税義務の確定という事実と照応して法律上当然に生ずるものであって、連帯納付義務について格別の確定手続を要するものではなく（前掲最高裁判所昭和55年7月1日第三小法廷判決参照）、本件通知は、原告に既に発生している連帯納付義務の内容を通知するものであって、原告に対して新たに処分を行うものではない。そうすると、不服申立ての教示を欠いているからといって、本件通知が違法となるものではなく、本件賦課決定処分との関係で原告が不服申立期間を徒過したことにつき、原告を救済すべきであるとはいえない。

(4) したがって、被告の本案前の主張は理由があり、本件訴えのうち、本件賦課処分の取消しの訴えは、不適法であり、却下すべきものである。

4 争点(4) (原告の乙に対する本件預貯金の贈与の有無) について

(1) 第2の3の前提事実、掲記する証拠等によれば、次の事実を認めることができる。

ア 原告、乙の身分関係等

(ア) 被相続人は、丁と結婚し、丁との間に、原告のほか、戊及びAの3人の子を儲けたが、昭和36年12月11日に協議離婚をした。(甲1)

丁は、昭和37年7月5日、I（以下「I」という。）と再婚し、原告、戊及びAは、昭和57年6月26日、Iと養子縁組をした。(甲1)

(イ) 被相続人は、昭和46年2月24日、Bと再婚したが、Bとの間に子はなく、Bは、平成14年2月21日に死亡した。(甲1、2)

乙は、Bの姪であり、Bの死後、被相続人の身の回りの世話をしていた。ただし、被相続人は、預貯金等の金銭管理に乙を関与させることはなく、被相続人が質素な暮らしをしていたことから、乙は、被相続人が資産を有しているとは考えていなかった。(甲16《9～12項》、19《19、20項》、48、49)

(ウ) 原告、戊及びAは、丁と被相続人の離婚後、丁と一緒に生活し、被相続人と交流を持つことはなかった。(甲30、31)

イ 被相続人の死亡

被相続人は、平成16年10月16日に死亡し、乙とその親族が葬儀や死亡届の提出等を行った。(甲2、16《56、57項》、19《28～30、81、82項》、48)

被相続人の兄の妻であるHは、乙から被相続人が死亡したことを伝えられ、Hの親戚であり、Iの友人でもあるJを通じて丁にその旨を伝えた。(甲35、37)

原告、戊及びAは、丁から、被相続人が死亡したことを伝えられたが、被相続人とは長期間交流がなく、Iに対する遠慮から、被相続人の葬儀には出席しなかった。(甲30、31)

乙は、葬儀に出席したHから、被相続人には3人の子がいることを初めて聞いた。(甲19《29～33項》、48)

ウ 原告と乙の交渉等

(ア) 丁は、被相続人の葬儀後、乙に対して電話をし、被相続人とは関係がないから、被相続人の遺産は原告、戊及びAには相続させず、すべて乙にあげるとして、相続放棄の書類を送付するよう伝えた。(甲16《25～27項》、19《35～37項》、30、48)

乙は、平成16年12月ころ、丁に対し、神戸家庭裁判所尼崎支部でもらった相続放棄のための書類を送付した。(甲19《38～47項》、30、48)

乙は、このころ、C弁護士に対して、被相続人の遺産に関する相談をするようになり、被相続人の遺産に関して相続人と交渉することを委任した。(甲19《53項》、45、48)

(イ) 原告、戊及びAは、被相続人とは長期間交流がなく、被相続人の遺産を受け取ることについて丁が強硬に反対し、Iに対する遠慮もあったため、被相続人の遺産の内容や額について特に調査することなく、被相続人の相続を放棄することとし、平成16年12月24日、神戸家庭裁判所尼崎支部に対し、被相続人の相続についての相続放棄申述書をそれぞれ提出した。(甲3、4、30、31)

原告は、Iの友人から、相続人全員が相続放棄をすると被相続人の遺産が国庫に入ってしまうとの指摘を受け、Hに連絡したが、Hから、H側では相続する気持ちはないと言われた。原告は、乙に被相続人の遺産を渡すことを考え、乙に対してその旨連絡をしたところ、乙は、C弁護士と話をするように言い、詳しい話をしなかった。(甲16《32～36項》、17《5、6、175項》、21、30)

C弁護士は、乙からの委任に基づき、原告に電話をして、乙が被相続人の遺産をすべて欲しいと言っているが、被相続人のすべての相続人が相続放棄の申述をしており、その場合に乙が被相続人の遺産を受け取ることは難しいので、相続人の一人に相続放棄を取り下げてもらい、その相続人から乙が遺産を受け取るようにしたい旨を述べた。(甲18《6～8項》、45)

原告は、C弁護士の電話に対し、乙に被相続人の遺産を渡すことについて異論を示すことなく、手続きが煩雑になるので、身軽に動くことができる原告一人が相続放棄を取り下げの旨を回答した。(甲18《7、8項》、21、45)

原告は、平成17年1月28日付けで、相続放棄の申述を取り下げ、戊及びAは、原告に一括して相続させる旨の相続放棄申述書の補正書を提出し、同年2月8日、戊及びAの相続放棄の申述が受理された。(甲3ないし5)

(ウ) C弁護士は、乙から、被相続人の遺産には本件預貯金と本件土地があることなどを聴取して、各金融機関の払戻請求書等や解約手続の委任状を準備し、平成17年2月24日、原告に対し、解約手続に必要な書類を送付するので、戸籍謄本等の書類とともに返送するよう依頼する内容の連絡文書を添付して、上記委任状等を送付した。

上記連絡文書には、被相続人の遺産の概要として、本件預貯金の金融機関、預貯金の種類及び口座番号、本件土地が記載されているが、本件預貯金の金額は、解約手続をしなけ

ればはっきりしない旨記載されている。原告は、上記連絡文書を受け取ってから、本件預貯金について何ら調査をしなかった。(甲6、17《19～21、226、227項》)

(エ) 原告は、平成17年3月25日、C弁護士に対し、連絡文書を添付して、署名押印した払戻請求書や戸籍謄本等を送付したが、その中に委任状は含まれていなかった。(甲38、45)

上記連絡文書には、「乙に関する情報が不足しており、乙が被相続人の遺産をすべて相続したいとC弁護士に依頼した根拠がどのようなことかという質問に対し、納得のいく回答が得られるまで委任状の送付を控えさせていただきたい。原告、戊及びAが安心して納得の上で遺産を贈与できるような返答をお待ちしている。」等の内容が記載されている。

(甲38)

(オ) C弁護士は、原告の上記連絡文書を受け、乙に対し、広島に出向いて、被相続人の生活状況等について原告と話をした方がよいと勧め、原告に電話をして日時等を調整した。

(甲18《15、16項》、45)

エ 広島市内のホテルでの話合い

乙、G及びC弁護士は、平成17年5月28日、広島市内のホテルに出向き、原告、戊、A及びHとの間で、2時間程度話合いをした。

上記話合いでは、原告、戊及びAから、被相続人の生活の様子、被相続人と乙との関係、被相続人の供養についての質問があり、乙とGがこれに答えるなどし、円満な雰囲気の中で行われた。

C弁護士は、被相続人の遺産には本件預貯金と本件土地(被相続人が同人の父から相続したもの。)があることを説明するとともに、本件土地については原告が取得し、本件預貯金については乙がすべて取得することを提案し、原告はこれを承諾した。(甲16《129～147項》、17《32～53、184～190、348、349項》、18《24、99～101項》、19《67～69項》、45)

上記話合いにおいては、本件預貯金の金額については話題にならず、C弁護士は、原告に対し、場合によっては本件預貯金の解約手続に原告の同行を依頼する旨伝え、その日又はその後、原告はこれを了承した。(甲17《53、54、162～165、205項》、18《22、23、29、76項》、45)

オ 本件預貯金の解約等

(ア) 原告は、上記広島市内のホテルでの話合いの後、C弁護士に対し、本件預貯金の解約手続及び解約金の受領等を委任する旨の委任状(甲39の1～4)を渡した。(甲17《55～59項》、18《79～84項》、45)

(イ) 原告は、平成17年7月1日、広島から大阪に出向いて、C弁護士とともに各金融機関を回って、本件預貯金の解約手続を行った。同手続に必要な払戻請求書の作成等はC弁護士が行ったが、原告は、同請求書の金額を見てメモを取っており、本件預貯金が4000万円に上ることを知った。(甲17《54、61、67項》、30、34、45)

C弁護士は、本件預貯金の解約金合計4254万9345円をC弁護士の預金口座に送金した。

原告は、C弁護士による上記送金手続について質問をしたり疑問を示したりすることがなかった。(甲17《66、210～215項》、18《31項》)

(ウ) 原告は、上記解約手続終了後、C弁護士の法律事務所に立ち寄り、謝礼として現金5万円を受領した。(甲17《67、73、216～225、251、252項》、18《32、33項》、40、45)

(エ) C弁護士は、平成17年7月26日、上記4254万9345円から弁護士報酬157万5000円及び本件土地に対する固定資産税及び都市計画税分20万5300円を控除した4076万9045円を、乙の預金口座に送金した。(甲7、18《36、38～44項》、19《75項》)

C弁護士は、上記送金手続を行うに当たって、事前に原告の了解を得ることはしなかった。(甲18《36、94、95項》)

カ 本件解約手続後の事情

(ア) C弁護士は、原告に対し、平成17年7月26日付けの連絡文書を送付し、本件預貯金が合計4254万9345円であったこと、解約金を乙に渡したこと、本件土地の固定資産税については被相続人の生命保険の保険金から原告が支払ってほしいことなどを連絡した。(甲7、17《75、76、229項》)

(イ) 原告、戊及びAは、平成17年8月14日に行われた被相続人の初盆に出席し、乙とも会ったが、乙との間で、本件預貯金に関する話をする事がなかった。(甲15《72～81項》、17《88～93、232～235項》、30)

(ウ) Aは、平成17年8月ころ、C弁護士に電話をして、本件預貯金について書面を作成してほしいと依頼した。(甲15《30～35》、41の1)

これを受け、C弁護士は、原告が乙に対して本件預貯金を贈与し、その解約金4254万9345円を乙が受領したことなどを内容とする確認書案を作成し、平成17年8月30日付けで乙に送付した。(甲41の1・2)。

C弁護士は、乙が上記確認書案に署名押印したので、平成17年9月29日付けで、原告に対し、上記確認書案を送付し、その内容の確認を求めたが、原告はこれに返事をしなかった。(甲8、30、41の3)

(エ) Aは、知り合いの弁護士に相談した上、平成17年9月ころ、C弁護士に対し、戊が生活に困っているので、本件預貯金のうち1000万円を渡してほしいとの申出をしたが、C弁護士は、話合いで既に決まったことであるとして、これを受け入れなかった。(甲15《36～40、86、87項》、31、45)

また、Aは、乙に電話をして上記と同様の申出をしたが、乙は、平成18年3月1日付けで、原告に対し、Aの申出を受け入れることができない旨の連絡文書を送付した。(甲20、31)

原告は、乙の上記連絡文書を受けて、平成18年5月ころ、乙に対して長文の手紙を送付した。同手紙には、乙のために本件預貯金の解約手続を行ったのに乙から何の連絡もなかったのには驚いたこと、被相続人の生活状況について情報が不足していること、戊とAにも被相続人の遺産を受け取った旨の連絡をしてほしいこと、「私たち兄妹は、実母の供養をして頂くために実母の遺産を乙さんに託しました。」との文言等が記載されている。(甲21)

乙は、原告から上記手紙を受けて、平成18年10月、被相続人の生活状況や墓について説明するとともに、原告が不愉快な思いをしたことに対して謝罪する旨の手紙を送付し

た。(甲22)

キ 乙の贈与税の申告等

(ア) 乙は、C弁護士から贈与税を申告するように言われていたが、贈与税の申告を行って
いなかった。(甲18《137、138項》、19《76～80項》、(48)

(イ) Aは、平成19年8月ころ、尼崎税務署に電話をして、乙が本件預貯金について贈与
税を支払ったか否かを確認したが、回答は得られなかった。(甲15《143～145項》、
31)

(ウ) 乙は、平成19年8月ころ、尼崎税務署から呼び出され、本件預貯金の贈与があった
旨の情報があったとして、贈与税を支払うよう言われた。(甲48)

乙は、原告から本件預貯金の贈与を受けたとして、平成20年1月15日、尼崎税務署
長に対し、本件申告を行った。

尼崎税務署長は、平成20年1月25日付けで、乙に対し、国税通則法66条1項に基
づき、本件賦課決定処分を行ったが、乙は、本税及び加算税(本件滞納国税)を各納期限
までに完納しなかった。

(エ) 乙は、平成20年2月5日ころ、税務署から約2000万円の贈与税を支払うよう言
われていること、分割払いの場合には担保が必要であるので、担保を提供してほしいこと、
乙が贈与税を支払わなければ、原告が支払義務を負うことなどを記載した手紙を送付した。
(甲23の1～3)

原告は、乙から上記手紙を受け取って驚き、弁護士に相談した上、平成20年3月29
日、乙に対し、本件預貯金を乙に贈与したことはないこと、本件預貯金全額の返還を求め
ることを記載した書面を送付した。(甲24)

また、原告は、C弁護士に対し、平成20年5月8日付けで、乙から送付された上記手
紙や乙に対する上記書面等を同封し、乙に本件預貯金をだまし取られたので、その返還を
求める旨の書面を送付した。(甲26)

原告は、本件預貯金の解約手続後、乙及びC弁護士に対して上記各書面を送付するまで
の間、本件預貯金全額の返還を求めることはなかった。(甲18《46項》)

(2)ア 前記(1)で認定したとおり、原告、戊及びAは、母である被相続人と父である丁とが昭和
36年に協議離婚し、翌年Iと再婚した丁の下で育てられ、以後、被相続人との交流がなく、
被相続人の葬儀にも出席しなかったこと、丁は、被相続人の死亡後に乙に電話をかけ、被相
続人の遺産について原告、戊及びAに相続させるつもりはなく、遺産はすべて乙にあげるな
どと話したこと、原告、戊及びAは、被相続人の遺産について調査をすることなく相続を放
棄することとし、相続放棄の申述書を提出したこと、原告は、その後、相続人全員が相続放
棄をすると、被相続人の遺産が国庫に入ってしまうと聞き、乙に遺産を渡すことを考えて乙
に連絡をしたこと、乙から被相続人の相続人との交渉について委任を受けていたC弁護士は、
原告に連絡し、相続人の一人が相続放棄を取り下げてその相続人から乙が被相続人の遺産を
受け取ることにしたい旨依頼したこと、原告は、C弁護士に対して異論を示すことなく、原
告一人が相続放棄を取り下げる旨を回答し、相続放棄の申述を取り下げたこと、C弁護士は、
原告に対し、本件預貯金の解約手続に必要な委任状等の書類の返送を求めたが、原告は、委
任状については、乙から納得の得られる回答があるまで送付しないと回答したこと、平成1
7年5月28日、広島市内のホテルで、原告側、乙側との間で、被相続人の生活の様子等の

話し合いの際、C弁護士から、被相続人の遺産には本件預貯金と本件土地があり、本件土地については原告が取得し、本件預貯金については乙がすべて取得することの提案があり、原告がこれを承諾したことがそれぞれ認められる。

以上のとおり、原告、戊及びAは、長年交流のなかった被相続人の相続については一旦放棄をすることとしたものの、被相続人の晩年に被相続人の身の回りの世話をしていたとする乙が現れ、原告は、被相続人の遺産を乙に渡すために相続放棄の申述を取り下げたものである。原告、乙及びC弁護士とも、当初は、被相続人の遺産を乙にすべて渡すことを前提に考えていたが、その後、遺産には、本件預貯金のほか、被相続人が同人の父から引き継いだ本件土地があったことから、本件土地を贈与の対象から外し、本件預貯金のみを贈与することとなったものとみられ、原告と乙との間で、遅くとも平成17年5月28日の広島市内のホテルでの話し合いの際に、原告が乙に本件預貯金を贈与する旨の合意ができたものと認めるのが相当である。原告と乙との間では、本件預貯金の贈与について書面が交わされていないが、書面がないことは、上記贈与する旨の合意の事実を左右するものではない。

イ 原告は、本件預貯金の贈与はなかったと主張し、これに沿う証拠として、原告の別件訴訟における供述及び陳述書（甲17、30）、Aの陳述書（甲31）がある。

しかしながら、前記(1)オ、カ、キで認定したとおり、原告は、本件預貯金を解約するためC弁護士に同行した際、本件預貯金の合計が4000万円に上ることを認識した上で、C弁護士が同人の通帳に本件預貯金の解約金全額を振り込むことについて質問をしたり疑問を示すことなく、C弁護士から謝礼として5万円を受領している。これらの原告の態度ないし行動からみると、原告の解約手続の同行は、原告が、乙に対して本件預貯金を贈与することを履行するために行ったものとみるのが自然である。また、原告のあずかり知らぬところでC弁護士や乙に4000万円もの高額な金員が横領されたのであれば、直ちに返還を求めてしかるべきであるところ、原告は、C弁護士が、平成17年7月26日付けで本件預貯金の合計額とそれを乙に渡したことを通知しても、直ちに乙やC弁護士に対して異議を述べておらず、平成18年5月ころに原告から乙に送付された手紙には「実母の遺産を乙さんに託しました。」と記載されており、本件預貯金全額の返還を求めたのは、原告が贈与税の支払義務を負うことを知らされた後である平成20年3月が初めてである。

原告の前掲証拠を採用することはできず、本件預貯金の贈与の事実を左右するに足りる証拠はないといわざるを得ない。

(3) したがって、原告と乙との間で、平成17年5月28日、本件預貯金を贈与する旨の合意が成立したものと認められる。

そして、原告と乙との間の贈与の合意に基づき、平成17年7月26日、乙に対して4076万9045円が送金され、乙は、同日、贈与により上記金額を取得したものと見えるから、本件申告を前提とする尼崎税務署長による原告に対する本件督促処分は、第2の3(5)(6)のとおり、適法に行われたものと認められる。

5 結語

以上のとおりであるから、本件訴えのうち、請求の趣旨第1項の主位的及び予備的請求、同第2項にかかる訴えは、いずれも不適法であるからこれらを却下することとし、原告のその余の請求（請求の趣旨第3項）は、理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 梅村 明剛

裁判官 植田 智彦

裁判官 近藤 紗世